

# 青森県報

第六百八号

令和五年  
五月十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一

### 公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(財政課) ……一

○右 同……………(防災危機管理課) ……二

○右 同……………(同) ……二

### 出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地域民局) ……三

○土地改良区の役員の就任……………(西北地域民局) ……四

○土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域民局) ……四

### 公安委員会

○警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活保安課) ……五

○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……六

## 告

## 示

### 青森県告示第百四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指 定 年 月 日
	一般社団法人たかはるコミュニティベース	南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井三の九	共同生活援助	グループホームSunnyハウス	令和五・五・一
				南津軽郡藤崎町大字藤崎字杉山五の二	

## 公

## 告

### 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

県議会提出議案等の印刷製本等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部財政課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和五年四月十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

東奥印刷株式会社

青森市第二間屋町三丁目一の七七

六 契約金額

(一) 提出議案(表紙共) 小口一枚当たり五三円八五銭

(二) 提出議案(刷替) 小口一枚当たり三八円二〇銭

(三) 提出議案(図表) 一枚当たり五五円五一銭

(四) 予算に関する説明書(表紙共) 小口一枚当たり五三円一六銭

(五) 予算に関する説明書(刷替) 小口一枚当たり三八円二〇銭

(六) 知事説明要旨(表紙共) 小口一枚当たり七六円四〇銭

(七) 知事説明要旨(刷替) 小口一枚当たり三八円二〇銭

(八) 予算案の概要 小口一枚当たり四〇円三五銭

(九) 予算案について 小口一枚当たり四〇円三五銭

(十) 計上の主なもの(表紙共) 小口一枚当たり三六円四五銭

(十一) 総務部等関係提出議案説明書(表紙共) 小口一枚当たり六二円二〇銭

(十二) 決算特別委員会説明書(表紙共) 小口一枚当たり六二円二〇銭

(十三) 経営状況説明書(表紙共) 小口一枚当たり七四円五〇銭

(十四) 運用状況報告書(表紙共) 小口一枚当たり七四円五〇銭

(十五) 予算資料(製本表紙共) 小口一枚当たり五円六〇銭

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

令和五年度青森県総合防災情報システム運用保守業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県危機管理局防災危機管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和五年三月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

東日本電信電話株式会社

東京都新宿区西新宿三丁目一九の二

六 契約金額

三千五百二十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
令和五年度青森県防災情報ネットワーク設備保守点検業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県危機管理局防災危機管理課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和五年三月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社日立国際電気  
東京都港区西新橋二丁目一五の二二
- 六 契約金額  
四千九百五十万円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、三

戸土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年五月十日

三八地域県民局長 菅 孝

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任年月日
理 事	山下 正一	三戸郡三戸町大字貝守字南一ノ渡一〇	令和五・四・三就任
〃	越後 正博	〃 大字梅内字上野平一四の〃	〃
〃	白山 英昭	〃 大字川守田字草鞋平五八	〃
〃	寺牛 恵一	〃 大字斗内字清水田八三の〃	〃
〃	大村 幸寛	〃 大字川守田字境沢三六	〃
〃	工藤 洋一	〃 大字袴田字上屋敷七の一	〃
〃	米内口 直久	〃 大字梅内字桐萩二の一二	〃
〃	坂本 重悦	〃 南部町大字小向字正寿寺八八の〃	〃
〃	小笠原 君男	三戸町大字斗内字指ノ久保一の〃	〃
〃	山下 勝弘	〃 〃 字北野七七	〃
〃	赤石 裕	〃 南部町大字玉掛字上村中八	〃
〃	竹林 達也	〃 三戸町大字川守田字元木平二の〃	〃
〃	工藤 勇	〃 南部町大字沖田面字門前四〇	〃
〃	久手 弘喜	〃 三戸町大字泉山字久手一	〃
〃	水梨 豊見	〃 〃 大字川守田字川代二七の〃	〃
監 事	佐々木 幸雄	〃 南部町大字沖田面字高屋敷七二	〃
〃	坂本 裕樹	〃 三戸町大字斗内字上別当沢四の〃	〃
〃	田中 愛一郎	〃 〃 大字同心町字金堀五四の〃	〃



〃	田高 忠美	〃	大字大沢田字早坂二九	〃
〃	山端 豊	〃	〃 字長根三七	〃
〃	野村 武美	〃	上北郡東北町大字大浦字山添二	〃
〃	仁和 文雄	〃	十和田市大字大沢田字前田二八の一	〃
〃	中野 均	〃	大字洞内字家ノ向二	〃
〃	宮本 正志	〃	大字大沢田字大沢田五	〃
〃	山崎 良一	〃	大字立崎字堤尻五二	〃
〃	佐々木 幸隆	〃	大字八斗沢字八斗沢一三の二	〃
〃	西野 裕	〃	大字大沢田字大下内三〇の二	〃
〃	野月 藤男	〃	大字洞内字杉ノ沢三一	〃
〃	山端 孝弘	〃	大字大沢田字牛鍵三	〃
〃	立崎 和寿	〃	大字立崎字立崎五四の四	〃

公安委員会

青森県公安委員会告示第五十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

令和五年五月十日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和五年六月十九日（月）から同月二十六日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで（予定）

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館（予定）

四 受講定員

二十五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和五年五月二十二日（月）から同月二十六日（金）までの間（予定）

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第六十号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

令和五年五月十日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和五年六月二十二日（木）から同月二十六日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで（予定）

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館（予定）

四 受講定員

十人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以

下「検定規則」という。) 第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。) 第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和五年五月二十三日(火)から同月二十六日(金)までの間(予定)

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)一通及び既に交付を受けている警備業

務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭